

年次有給休暇の計画的付与に関する協定書
(吉田事業場)

京都大学（以下「大学」という。）と過半数代表 大河内 泰樹は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第22条第2項、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第53条第4項及び国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（以下「時間雇用教職員就業規則」という。）第45条第4項に基づき、年次有給休暇の計画的付与に関し、次のとおり協定する。

(対象となる年次有給休暇及び付与期間)

第1条 この協定によって計画付与の対象となるのは、勤務時間等規程第21条第1項各号、有期雇用教職員就業規則第53条第1項各号及び時間雇用教職員就業規則第45条第1項各号に定める年次有給休暇の日数（以下「年次有給休暇付与日数」という。）のうち、次の表の計画付与の対象となる日数欄に掲げる日数とし、付与期間は8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日（祝日法による休日を除く。）の3日間（以下「計画年休期間」という。）とする。ただし、計画年休期間において勤務日でない日は、次の表の計画付与の対象となる日数欄に掲げる日数にかかわらず、計画年休の対象外とする。

年次有給休暇付与日数	計画付与の対象となる日数
8日以上	3日
7日	2日
6日	1日

(適用除外)

第2条 次に掲げる者に対しては、年次有給休暇の計画付与に関する規定を適用しない。

- (1) 計画年休期間前に退職する者
- (2) 計画年休期間後に採用される者
- (3) 計画年休期間の全日数において国立大学法人京都大学教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）第15条により休職中の者
- (4) 計画年休期間の全日数において教職員就業規則第46条から第46条の3により休業中の者
- (5) 計画年休期間の全日数において勤務時間等規程第27条第1項第5号若しくは同項第6号、有期雇用教職員就業規則第54条第1項第12号若しくは同項第13号又は時間雇用教職員就業規則第46条第1項第13号若しくは同項第14号に定める休暇を取得している者
- (6) 計画年休期間の全日数において勤務時間等規程第24条に定める病気休暇、有期雇用教職員就業規則第54条第1項第10号若しくは同条第2項第2号若しくは第3号に定める休暇又は時間雇用教職員就業規則第46条第1項第11号若しくは同条第2項第2号若しくは第3号に定める休暇を取得している者
- (7) 計画年休期間の前後を欠勤（欠勤の理由が傷病である場合に限る。）した教職員
- (8) 年次有給休暇付与日数が5日以下の者
- (9) その他適用除外とすることが必要と認められる者

(計画年休期間中に退職する者又は採用される者の取扱い)

第3条 計画年休期間中に退職する者はその退職の日まで年次有給休暇の計画付与に関する規定を適用するものとし、計画年休期間中に採用される者はその採用の日から年次有給休暇の計画付与に関する規定を適用するものとする。

(取得時期の変更)

第4条 この協定の定めにかかわらず、業務遂行上やむを得ない事由のため計画年休期間に出勤を必要とするときは、本協定による年次有給休暇の取得時期を変更するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年とする。ただし、有効期間満了の2週間前までに、労使いずれからも申し出がないときは更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

令和5年3月15日

国立大学法人京都大学総長

国立大学法人京都大学吉田事業場過半数代表

湊 長 博



下河内 泰樹